

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス(HPV)というウイルスの持続的な感染が原因となって発症します。HPVの子宮頸部(子宮の入り口付近)への感染はほとんどが性交渉によりますが、このウイルスに感染すること自体は決して特別なことではなく、誰でも感染する可能性があります。子宮頸がんの発症は20代以降に多く、HPVに感染しても、ほとんどの場合は自然に排除されますが、ウイルスが排除されず長期間感染が続く場合があり、ごく一部のケースで数年から数十年かけて、子宮頸がんを発症します。感染する可能性が低い10代前半に予防ワクチンを接種することで、子宮頸がんの発症をより効果的に予防できると考えられています。**筋肉内注射のため接種に痛みを伴います。副反応等についてはお知らせをよくお読みいただき、不安や疑問に感じることはかかりつけ医や接種医と相談してください。**

1 法定接種年齢

小学6年生～高校1年生に相当する年齢(平成19年4月2日～平成24年4月1日生まれ)の女子
(標準接種年齢・・・中学1年生に相当する年齢(平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ)の女子)

※平成25年6月14日の厚生労働省の通知に基づき積極的勧奨差し控えていましたが、令和3年11月26日付で令和4年4月から積極的勧奨を再開する通知が発出されました。

※法定接種年齢(法律に定められた予防接種を受けられる年齢)の間であれば、子宮頸がん(ヒトパピローマウイルス感染症)予防ワクチンの定期接種を受けることができます。また、接種完了まで6か月程度(下記4)かかりますのでご注意ください。

2 各ワクチンの特徴「〇価」とは簡単に言うと「〇種類のタイプのウイルスを対象にしている」ということを表しています。

2価ワクチン(サーバリックス)	子宮頸がんを引き起こしやすい2種類のタイプのウイルス(HPV16型・18型)への感染を防ぐためのワクチン。子宮頸がんの原因のおよそ50～70%を防ぐとされています。
4価ワクチン(ガーダシル)	HPV16型、18型および6型、11型(→主に尖圭コンジローマ(良性のイボが性器や肛門の周りにできる病気))の原因となるウイルスの感染を予防するワクチン。子宮頸がんの原因となるウイルスを防ぐ効果は2価ワクチンと同程度です。
9価ワクチン(シルガード9)	HPV6型、11型、16型、18型、31型、33型、45型、52型、58型の9つの感染を予防するワクチン。子宮頸がんの原因のおよそ80～90%を防ぎ、感染予防効果は2価・4価ワクチンより高いとされています。

	主な原因となる遺伝子型
子宮頸がん	HPV16型、18型、31型、33型、45型、52型、58型
尖圭コンジローマ	HPV6型、11型

※HPVの感染を防ぐことで将来の子宮頸がんを予防できると期待されていますが、ワクチンでは防げないHPV感染もあります。早期発見のために子宮頸がん検診を受けましょう。

3 予防接種の進め方

これまでに1回も接種していないかた	2価、4価、9価のいずれかで3回接種します。どのワクチンを選択するかは医師に相談してください。接種完了まで6か月程度かかりますのでご注意ください。
これまでに1～2回接種しているかた	原則3回とも同一ワクチンで接種を完了させますが、接種医と相談の上、残りの接種に9価を選択することが可能です。
既に3回接種しているかた	接種は必要ありません。 ※お手数ですが、このご案内は処分してください。

4 各ワクチンのスケジュール

ワクチンの種類	回数	スケジュール		
			標準的な接種間隔	標準的な接種間隔で接種できない場合
2価ワクチン (サーバリックス)	3回	1回目	初回接種	初回接種
		2回目	初回接種から1か月後	初回接種から1か月以上後
		3回目	初回接種から6か月後	初回接種から5か月以上かつ2回目接種から2か月半以上後
4価ワクチン (ガーダシル) 9価ワクチン (シルガード9)	3回	1回目	初回接種	初回接種
		2回目	初回接種から2か月後	初回接種から1か月以上後
		3回目	初回接種から6か月後	2回目接種から3か月以上後

※以前に接種歴があり、その当時使用していたワクチンが不明な場合は接種医にご相談ください。
 標準的な接種間隔以上に期間があいた場合や、接種間隔にご不明な点がある場合は接種医にお問い合わせください。

5 異なるワクチン同士の接種間隔

令和2年10月1日から、注射生ワクチン同士(BCG・MR・水痘・おたふくかぜ等)以外の制限が撤廃されました。HPVワクチンは不活化ワクチンなので、異なるワクチン同士の接種間隔に制限はありません。
 ※他の予防接種との同時接種や接種間隔については、医師にご相談ください。

6 予防接種を受ける場所

別紙一覧表にある医療機関で受けてください。
 ※目黒区以外の22区の医療機関でも受けられる場合があります。直接、当該区又は医療機関にお問い合わせください。

7 予防接種の費用

同封の予防接種予診票を使用し、法定接種年齢(上記1)の期間内に接種を受けたときは無料です。ただし、決められた医療機関以外で接種したり、法定接種年齢を外れて受けたときは有料になります。

8 予防接種を受けるときのご注意

- (1) お子さんの健康状態の良いときに受けましょう。
- (2) このお知らせを読んでから、子宮頸がん予防ワクチン接種予診票に記入してください。接種当日は、接種予診票の太枠線の中を漏れなく記入して、母子健康手帳と一緒に医療機関に持参してください。なお、体温については、医療機関で接種直前に測ってください。

9 予防接種を受けられないお子さん

- (1) 明らかに発熱しているお子さん(37.5℃以上)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
- (3) 予防接種やそれに含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことがあるお子さん
- (4) その他、医師が予防接種を受けるのに不適切な状態と判断したお子さん

※妊娠しているかた又はその可能性があるかたへの接種は、出産後又は妊娠していないことが確認されるまで延期することが望ましいとされています。また、授乳中のかたへの接種は予防接種上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ行われます。

10 予防接種を受けた後は

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、お子さんの様子に変わりがないか特に注意してください。
- (2) 接種した当日は接種後1時間以上経てば、お子さんの状態を見て入浴させても差しつかえありません。ただし、注射した部位はこすらないでください。また、激しい運動は避けてください。
- (3) 接種後、注射した所が赤くなったり、しこりができたり、痛んだりすることがあります。このような場合には、安静を保ち、冷湿布してください。高熱、けいれん(ひきつけ)等の症状が起きた場合には、速やかに医師の診察を受けてください。

11 予防接種の副反応について<*必ずお読みください>

注射部分の痛み、赤み、腫れ等の局所反応と、疲労感、筋肉痛、頭痛、腹痛、関節痛、じんましん、めまい、発熱、失神等の全身症状があります。いずれも一過性で数日以内に軽快します。

重い副反応としては、まれに、ショック又はアナフィラキシー様症状(呼吸困難・じんましんなど)、ギラン・バレー症候群(両手・足の力の入りにくさなどの末梢神経の病気)、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)(頭痛、嘔吐、意識低下などの脳や神経の病気)などがあらわれることがあります。接種後に体調の変化があった場合には、すぐに医師に相談してください。

※ワクチン接種後に痛みや不安のためと思われる血管迷走神経反射として失神(いわゆる脳貧血)があらわれることがあります。接種後に移動する時には保護者又は医療従事者に付き添ってもらい、接種後30分程度は体重を預けられるような場所に座するなどして様子を見るようにしてください。また、接種当日は、激しい運動や入浴は避け、接種部位を清潔に保ち、体調管理をしっかり行ってください。

12 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
 - 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
 - ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
 - 決められた医療機関以外で接種したり、法定接種年齢を外れて受けたときは予防接種法に基づかない接種(任意接種)として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法に比べて救済の額が低くなっています。
- ※ 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健予防課予防接種係へご相談ください。

13 接種当日保護者以外のかたが同伴される場合について

お子さんの予防接種は、原則保護者の同伴が必要ですが、お子さんが13歳以上で子宮頸がん(ヒトパピローマウイルス感染症)予防接種を受ける場合、保護者が同伴しなくても接種を受けることができます。諸事情により保護者が同伴できない場合は、委任状(区指定様式)を持参した代理人の同伴により接種することができます。接種当日、保護者のかたは、緊急連絡が取れるようにしておいてください。委任状は予防接種の当日までに保護者本人が記載し、同伴者が医療機関に持参してください。医師の診察・説明を受けた後、接種に同意する場合は、同伴者が予診票の保護者自署欄(同意欄)に、署名をすることになります。

委任状の用紙が必要な場合は、保健予防課予防接種係へご連絡いただくか、下記の目黒区ホームページ、又は二次元コードよりダウンロードしてください。 http://www.city.meguro.tokyo.jp/shinseisho/hoken_eisei/hoken_shinsei/kodomoinjou.html



【HP委任状(子どもの予防接種)】



【委任状(様式)】

14 子宮頸がん検診について

予防ワクチンを接種した後も、全ての発がん性HPVによる病変が防げるわけではありません。区が実施する公的子宮頸がん検診は、20歳以上を対象として2年に1回の受診間隔で実施されますので、10代でワクチンを接種しても20歳を過ぎたら定期的に子宮頸がん検診を受けましょう。なお、10代のかたは公的な検診制度はありません。

https://www.city.meguro.tokyo.in/krashi/hoken_eisei/shinryo/shikyugan.html



【HP子宮頸がん検診】

<お問い合わせ>

【保健予防課予防接種係】

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

☎03-5722-7047